

事業報告

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の回復による設備投資の増加、雇用情勢の改善などから引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、原材料価格の高騰や企業間競争の激化により、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社グループは「安全・品質・環境」を守ることを経営の前提に、「三新開発（新製品・新生産技術・新市場）」「コストダウン」「提案営業」を積極的に推進することで、コスト競争力の強化を図るとともに高付加価値製品の開発、拡販に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高はチョコレート用油脂、素材チョコレートが好調に推移し1,849億10百万円（前期比5.6%増）と過去最高を更新いたしました。一方利益面では、原材料価格の高騰、戦略投資による減価償却費の増加などにより営業利益は70億95百万円（前期比23.5%減）、経常利益は64億98百万円（前期比27.4%減）、当期純利益は32億59百万円（前期比24.8%減）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

事業区分	第78期 (平成18年3月期)		第79期 (当連結会計年度) (平成19年3月期)		対前期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
油 脂	60,180	34.3	66,987	36.2	6,807	11.3
製菓・製パン素材	75,304	43.0	79,753	43.1	4,449	5.9
大豆たん白	39,687	22.7	38,169	20.7	△1,518	△3.8
合 計	175,172	100.0	184,910	100.0	9,738	5.6

（油脂事業）

国内では、厳しい市場環境が続く中、フライ用油脂は減少いたしました。チョコレート用油脂は堅調に推移いたしました。なお、平成18年10月より千葉油脂精製工場が稼働いたしました。利益面では、原料高騰および千葉工場稼働による初期費用の増加により前期を下回りました。

海外グループ会社は、前期に引き続き欧米、アジア市場ともにチョコレート用油脂等のスペシャリティ製品が伸長し、売上高は大きく増加いたしました。利益面でも売上高の増加要因に加え、米国油脂会社の生産性向上が寄与し大幅に前期を上回りました。

以上の結果、当事業の売上高は669億87百万円（前期比11.3%増）、営業利益は国内の減益を海外でカバーし34億93百万円（前期比0.4%減）とほぼ前期並みとなりました。

（製菓・製パン素材事業）

国内では、各種素材チョコレートが、提案営業の積極的な展開による新市場の開拓、新製品の拡販により、引き続き好調に推移いたしました。クリーム類は、顧客のニーズに合った新製品が寄与し販売数量は前期を上回りました。マーガリン・ショートニング類、フィリング類は市場停滞等により売上高、利益は前期を下回りました。製菓・製パン素材輸入販売は、新製品（バター調製品、ベシヤメルソースペース等）の拡販により、増収・増益となりました。なお、平成18年5月より千葉マーガリン工場が稼働いたしました。

国内のグループ会社のデザート類は新製品を積極的に投入し、売上高は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。

海外では、シンガポール、インドネシアのグループ各社は新製品の開発・販売の積極的な展開を行うとともにコストダウン、生産性の改善等に取り組み、好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は797億53百万円（前期比5.9%増）、営業利益は原材料価格の上昇、新工場の費用増加等を売上高増で吸収できず48億95百万円（前期比6.4%減）となりました。

（大豆たん白事業）

国内では、大豆たん白素材は、食肉、水産市場の需要停滞による減少に加え、健康市場等の新市場への拡販が前期ほどの勢いがなく、数量、売上高ともに前期を下回りました。海外では、中国における同部門のグループ会社は、中国国内の競争激化、生産効率の低下に加え新工場稼働にともなう経費増もあり、売上高、利益ともに前期を下回りました。

大豆たん白食品は、弁当給食市場や生協向け等が伸長し、数量、売上高は前期を上回りました。利益面では経費削減により前期比改善はしたものの黒字化には至りませんでした。一方中国における同部門のグループ会社は、売上高、利益ともに好調に推移いたしました。

大豆ペプチドは、国内飲料市場への販売は不振でありましたが、発酵・培地用途向けが増加し、売上高は前期を上回りました。中国における同部門のグループ会社は、売上高は前期を上回りましたが、利益面では厳しい状況で推移いたしました。

水溶性大豆多糖類は、酸性乳飲料用途向けが減少し売上高、利益ともに前期を下回りました。

豆乳は、新製品を販売したものの市場の縮小、競争の激化、イソフラボン過剰摂取問題の報道等の影響により売上高、利益は前期を下回りました。

大豆関連商品の通信販売は、イソフラボン報道等により苦戦いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は381億69百万円（前期比3.8%減）、営業損失は売上高の減少、原材料価格の上昇、価格競争の激化等により12億94百万円（前期は営業利益5億39百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は120億円であり、その主な内容は千葉工場建設、FUJI VEGETABLE OIL, INC. のチョコレート用油脂生産設備改善投資、FUJI OIL EUROPEのチョコレート生産設備の新設などであります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 76 期 (平成16年3月期)	第 77 期 (平成17年3月期)	第 78 期 (平成18年3月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (平成19年3月期)
売 上 高 (百万円)	161,140	172,978	175,172	184,910
経 常 利 益 (百万円)	10,601	10,946	8,952	6,498
当 期 純 利 益 (百万円)	5,660	7,023	4,334	3,259
1株当たり当期純利益 (円)	64.17	79.68	49.14	37.57
総 資 産 (百万円)	146,563	154,288	171,936	181,587
純 資 産 (百万円)	74,050	79,951	87,793	92,682
1株当たり純資産額 (円)	845.47	912.85	1,002.64	1,030.24

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式の数を控除して計算しております。

2. 第79期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ト ー ラ ク 株 式 会 社	500 百万円	100.0 %	乳加工食品・豆乳製品の製造・販売
フジフレッシュフーズ株式会社	100	100.0	大豆たん白食品の製造・販売
フジプロテインテクノロジー株式会社	300	75.0	大豆たん白製品の卸売
ケイ・ピー食品株式会社	90	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
ワルツファンシー株式会社	30	90.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二バター株式会社	99	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株式会社フクシヨク	30	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
株式会社合志商事	10	100.0	製菓・製パン原材料の卸売
不二つくばフーズ株式会社	99	100.0	大豆たん白食品の製造
株式会社エフアンドエフ	20	60.0	チョコレート製品の製造・販売
株式会社阪南タンクターミナル	50	65.0	倉庫業
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE.LTD.	S\$18,000千	90.0	食用油脂の製造・販売
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE.LTD.	S\$15,600千	100.0	調製品等の製造・販売
PALMAJU EDIBLE OIL SDN.BHD.	RM54,000千	70.0	食用油脂の製造・販売
FUJI SPECIALTIES, INC.	US\$100,000千	100.0	持株会社
FUJI VEGETABLE OIL,INC.	US\$101,500千	— (97.9)	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL EUROPE	€17,900千	99.3 (100.0)	食用油脂の製造・販売
FUJI OIL POLSKA SP.ZO.O	PLN4千	— (100.0)	食用油脂の製造・販売
NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.	PP507,000千	86.7	食用油脂の製造・販売
P.T.FREYABADI INDOTAMA	Rph49,039,658千	31.0 (51.0)	チョコレート製品の製造・販売
不二製油(張家港)有限公司	RMB¥273,480千	86.7 (94.4)	食用油脂の製造・販売
不二製油(張家港保稅区)有限公司	RMB¥12,420千	92.0	倉庫業
山東龍藤不二食品有限公司	RMB¥74,640千	52.0	大豆たん白食品の製造・販売
吉林不二蛋白有限公司	RMB¥172,000千	70.0	大豆たん白製品の製造・販売
天津不二蛋白有限公司	RMB¥99,319千	95.0	大豆たん白製品の製造・販売

(注) () 書きについては、間接所有も含めた議決権比率であります。

(4) 対処すべき課題

食品業界におきましては、少子高齢化による食品需要の停滞、価格競争をはじめとする企業間競争の激化、原料、資材価格の上昇、食の安心・安全コストの増大など、経営環境は厳しい状況で推移するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは新たな成長へのスタートとして、これまで実施した戦略投資からの収益獲得とコアビジネスの基盤・体質の強化によるコスト競争力強化に取り組み、収益性の向上を図ってまいります。

基盤・体質の強化として、以下の施策に取り組んでまいります。

- ①事業・組織の再編を行い最適化と効率化を推進する。
- ②モノづくりの原点に戻って現場体質を強め、継続的な改善活動によるコストダウンを行う。
- ③研究開発は新製品開発スピードアップとともに基盤技術の深堀りに注力する。また、製造プロセス改革のための革新的生産技術に取り組む。
- ④開発・生産・販売の強い連携と、変化への対応力強化により販売力を強化する。
- ⑤原材料価格高騰による原価上昇に対応した販売価格改定を行う。
- ⑥投資は抑制し、厳選して行う。

これらの施策により、重点課題である大豆たん白部門の改革、千葉工場の収益性改善に取り組むとともに、当社グループの強みであるチョコレート用油脂事業、素材チョコレート事業、大豆たん白素材事業を更に強化してまいります。

また、当社グループは海外展開を加速し、アジアなど成長市場での販売体制強化やサプライチェーンの構築、アライアンス戦略などにより拡大を図ってまいります。

更に食の安心・安全は経営の前提として引き続き最重要課題として取り組むとともに、内部統制体制の構築とリスク管理体制の充実を図ることで、食品メーカーとしての責任を強く自覚し、より信頼される企業を目指してまいります。

当社グループは中期経営計画（INNOVATE07）方針である「創造と改革による企業価値向上の実現」を図り、NO. 1のコスト競争力を持つ、食の素材メーカーを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成19年3月31日現在）

当社グループは油脂（食品加工油脂、チョコレート用油脂、食用油、ヤシ油等）、製菓・製パン素材（チョコレート、クリーム、マーガリン、ショートニング、チーズ素材等）、大豆たん白（粉末状大豆たん白、粒状大豆たん白、繊維状大豆たん白、大豆たん白食品、水溶性大豆多糖類、豆乳、大豆ペプチド等）の製造販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成19年3月31日現在）

①当社の主要な事業所

本 店：大阪市中央区西心齋橋二丁目1番5号
本 社 事 務 所：大阪府泉佐野市住吉町1番地
支 社：東京都港区三田三丁目5番27号
支店・営業所：札幌・名古屋・大阪・福岡
事業所・工場：阪南（大阪府）・りんくう（大阪府）・堺・神戸・千葉・関東（茨城県）・
たん白食品つくば（茨城県）・石川
研 究 所：つくば（茨城県）・阪南（大阪府）

②子会社の主要な事業所（国内）

油 脂：株式会社阪南タンクターミナル（大阪府）
製菓・製パン素材：トーラク株式会社（兵庫県）・ケイ・ピー食品株式会社（千葉県）・ワルツ
ファンシー株式会社（愛知県）・不二バター株式会社（大阪府）・株式会社
フクシヨク（福岡県）・株式会社合志商事（宮崎県）・株式会社エフアンド
エフ（大阪府）
大 豆 た ん 白：トーラク株式会社（兵庫県）・フジフレッシュフーズ株式会社（兵庫県）・
フジプロテインテクノロジー株式会社（東京都）・不二つくばフーズ株式会
社（茨城県）

③子会社の主要な事業所（海外）

油 脂：FUJI OIL (SINGAPORE) PTE. LTD.（シンガポール）・PALMAJU EDIBLE OIL
SDN. BHD.（マレーシア）・FUJI SPECIALTIES, INC.（アメリカ）・FUJI
VEGETABLE OIL, INC.（アメリカ）・FUJI OIL EUROPE（ベルギー）・FUJI OIL
POLSKA SP. ZO. O（ポーランド）NEW LEYTE EDIBLE OIL MANUFACTURING CORP.
（フィリピン）・不二製油（張家港）有限公司（中国）・不二製油（張家港保
税区）有限公司（中国）
製菓・製パン素材：WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.（シンガポール）・PT. FREYABADI INDOTAMA
（インドネシア）
大 豆 た ん 白：山東龍藤不二食品有限公司（中国）・吉林不二蛋白有限公司（中国）・天津
不二蛋白有限公司（中国）

(7) 使用人の状況（平成19年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,043名（1,569名）	51名増(97名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,065名(108名)	19名増(5名減)	40.9歳	17.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,780 百万円
農 林 中 央 金 庫	2,720
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,400

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 357,324,000株
- ② 発行済株式の総数 87,569,383株
- ③ 株主数 24,846名
- ④ 主な大株主の状況は以下のとおりであります。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	17,609 千株	20.48 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,131	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,537	4.11
野村信託銀行株式会社（信託口）	3,127	3.64
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,845	3.31
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,828	3.29
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,875	2.18

（注）出資比率は自己株式（1,595千株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成19年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	浅原和人	
専務取締役	二宮幸博	社長補佐兼特命事項担当（千葉プロジェクト等）
専務取締役	小幡静雄	大豆蛋白事業部門分掌
常務取締役	森弘之	生産性推進本部長兼安全・品質・環境担当兼安全環境本部、品質保証部分掌
常務取締役	海老原善隆	欧州・米国事業統括本部長兼油脂事業部分掌
常務取締役	片山務	フジプロテインテクノロジー株式会社代表取締役社長兼特命担当（上海旭洋綠色食品有限公司）
常務取締役	河部博国	アジア・中国事業統括本部長兼製菓製パン素材事業部分掌
常務取締役	寺嶋正彦	人事総務本部長兼熊取研究所長兼コンプライアンス担当
常務取締役	岡本和三	販売本部長
取締役	岩朝央	技術部長
取締役	高木茂	トーラク株式会社代表取締役社長
取締役	寺西進	蛋白事業部長
取締役	清水洋史	不二製油（張家港）有限公司董事長/総経理兼不二製油（張家港保税区）有限公司董事長/総経理
取締役	山中敏正	管理本部長兼管理本部経営管理部長兼リスク管理担当兼情報開示担当
取締役	田中茂治	伊藤忠商事株式会社代表取締役常務食料カンパニープレジデント
常勤監査役	山口正之	
常勤監査役	南廣次	
監査役	青木芳久	
監査役	栢沼康夫	

- (注) 1. 取締役 田中茂治氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 青木芳久および監査役 栢沼康夫の両氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は以下のとおりであります。
- ・常務取締役 片山務氏は、フジプロテインテクノロジー株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役 高木茂氏は、トーラク株式会社の代表取締役社長を兼務しております。
 - ・取締役 清水洋史氏は、不二製油（張家港）有限公司董事長/総経理兼不二製油（張家港保税区）有限公司董事長/総経理を兼務しております。
 - ・取締役 田中茂治氏は、伊藤忠商事株式会社の代表取締役常務を兼務しております。
 - ・上記以外に役員の重要な兼職状況はありません。
4. 常勤監査役 南廣次氏は、過去当社の経理部長、経営管理部長の職務に就いており決算手続き、財務諸表等の作成に従事した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております
5. 決算期後の取締役の地位および担当の異動は、次のとおりであります。
- 平成19年4月1日付

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役 会長	浅原和人	
代表取締役社長	海老原善隆	
代表取締役副社長	河部博国	
専務取締役	二宮幸博	社長補佐
専務取締役	小幡静雄	社長補佐
専務取締役	森弘之	安全・品質・環境担当兼生産性推進 本部長兼安全環境本部・品質保証部 分掌兼技術開発部・工務部分掌
常務取締役	片山務	フジプロテインテクノロジー株式会 社代表取締役社長兼東京支社長兼特 命担当（上海旭洋绿色食品有限公 司）
常務取締役	山中敏正	管理本部長兼管理本部経営管理部長 兼リスク管理担当兼情報開示担当
取締役	岩朝央	蛋白素材事業部長
取締役	寺西進	技術開発部長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

前回の第78回定時株主総会（平成18年6月23日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で事業年度中に退任した者はおりません。なお、平成18年6月23日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって専務取締役 菅谷智明氏および常勤監査役 勝間健彦氏が退任しております。また、常務取締役 中嶋義昭氏は、平成18年4月15日付で辞任により退任しております。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	15名 (1)	324百万円 (一円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	31百万円 (一円)
合 計	19名	355百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、昭和61年6月27日開催の第58回定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和60年6月28日開催の第57回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・平成19年6月22日開催予定の第79回定時株主総会において付議いたします取締役賞与
取 締 役 15名 33百万円（うち社外取締役 1名 一円）
なお、監査役4名（社外監査役2名含む）につきましては賞与を支給いたしません。
 - ・平成19年6月22日開催予定の第79回定時株主総会において付議いたします第10号議案が原案どおり承認可決された場合の退任予定役員への退職慰労金の支給予定額
取 締 役 2名 104百万円
監 査 役 1名 5百万円
なお、上記以外の退任予定の社外取締役1名および退任予定の社外監査役2名には役員退職慰労金を支給いたしません。
5. 上記のほか、平成18年6月23日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 2名 74百万円
 - 退任監査役 1名 8百万円

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

- ・取締役 田中茂治氏は、伊藤忠商事株式会社の代表取締役常務を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 青木芳久氏は、伊藤忠商事株式会社の常務執行役員食料カンパニーエグゼクティブバイスプレジデント兼食品流通部門長を兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。
- ・監査役 栢沼康夫氏は、伊藤忠商事株式会社の食料カンパニーチーフフィナンシャルオフィサーを兼務しております。なお、当社は伊藤忠商事株式会社との間に主要な製品販売等の取引関係があります。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・監査役 青木芳久氏は、伊藤忠食品株式会社、株式会社日本アクセス、株式会社エイ・アイ・ビバレッジホールディング、ファミリーコーポレーション株式会社、スリーエフ・オンライン株式会社、日伯農業開発協力株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・監査役 栢沼康夫氏は、伊藤忠製糖株式会社、ジャパンフーズ株式会社、プリマハム株式会社、株式会社日本アクセス、株式会社吉野家ディー・アンド・シー、カルピス伊藤忠ミネラルウォーター株式会社の社外監査役を兼務しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（10回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 田中茂治	7回	47%	—	—
監査役 青木芳久	8回	44%	7回	70%
監査役 栢沼康夫	11回	61%	10回	100%

- ③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月11日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる会社法で規定された内部統制システムの構築に関する基本方針）について決議いたしました。その内容の概要は以下のとおりであります。

- 1 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - 1) 取締役および使用人は「安全」「品質」「環境」を経営の前提に「経営基本方針」「不二製油グループ行動規範」に則り行動するものとする。
 - 2) 当社は、コンプライアンスを総括する「コンプライアンス担当役員」を置き、当該役員は「行動規範委員会」の委員長として行動規範に反する事態に備えるとともに、行動規範が企業の風土として定着するようコンプライアンス教育、研修を通じて周知徹底を図る。「コンプライアンス担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
 - 3) 当社においてコンプライアンスに反する行為があり、職制を通じての是正が機能しない場合は、使用人は「社内通報制度」により通報するものとする。この場合、通報することにより不利益がないことを確保する。
 - 4) 当社は、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、法令、定款、社内諸規程の遵守状況につき、内部監査を実施し社長に結果を報告する。

- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)
当社は、法令で定める法定文書の他、職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を、「文書管理規程」「情報管理基本規程」その他社内規程の定めるところにより、適切に保存および管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号)
 - 1) 当社は、リスク管理を統括する「リスク管理担当役員」をおき、「不二グループリスククライシス管理規程」を定め、リスク区分毎に管理責任者を決めてリスク管理体制の構築および運用を行う。各リスクの責任者は、不二グループ全体のリスククライシスへの備えと継続的改善を行う。「リスク管理担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
 - 2) 当社は、「安全・品質・環境」を統括する「安全・品質・環境担当役員」をおき、「安全衛生管理規程」を定め、ISO9000、14000の実践的活用により、リスク管理体制の構築および運用を行う。「安全・品質・環境担当役員」は、定期的にレビューを行い、結果を取締役に報告する。
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号)
 - 1) 当社は、意思決定の迅速化のため「職務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程を整備し、権限・責任を明確にするとともに、重要事項については、毎月2回開催される社長以下役員取締役をメンバーとする経営会議での審議を踏まえて社長および取締役会の意思決定に資するものとする。
 - 2) 当社は、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確にする。
 - 3) 当社は、営業成績の進捗状況を的確、タイムリーに把握するための管理会計システムを整備し、この実践的運用を通じ、変化に対しスピーディーに対処する体制を構築する。
- 5 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - 1) 当社は、「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の窓口部署と主管責任者を定める。グループ会社は、「グループ会社管理規程」に定める重要項目については当社の承認を得、報告を行う。

- 2) 主管責任者は、グループ会社の経営に責任と権限を持ち、グループ会社に対し「不二グループ行動規範」「不二グループリスククライシス管理規程」が適切に実施されるよう助言指導し、業務の適正を確保するための体制を構築させる。
 - 3) 内部監査室および監査役は、連携してグループ会社の業務の適正を監査する。
- 6 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)
- 監査役は、取締役と協議のうえ必要とする監査役を補助すべき使用人をおくことができる。この場合当該使用人は専任とし、人事考課は監査役が行い異動には監査役の同意を得るものとする。
- 7 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号)
- 1) 監査役は取締役会のほか、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - 2) 取締役は、以下の事項につき速やかに監査役に報告する。
 - ① 会社の信用を大きく低下させた、またはさせる恐れのあるもの
 - ② 会社業績に大きく悪影響を与えた、または与える恐れのあるもの
 - ③ 行動規範に反し、その影響が重大なもの、またはその恐れがあるもの
 - ④ その他上記に準じる事項
 - 3) 取締役および使用人は、監査役が報告を求めた場合は、迅速かつ的確に対応する。
- 8 その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
- 1) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、また必要に応じて取締役、使用人にその説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室、会計監査人との連携をはかり、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行をはかる。
 - 3) 監査役会は、独自意見を形成するため必要あるときは、その判断で外部専門家を起用することができる。

(6) 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針の内容

平成19年5月10日開催の当社取締役会で決議された次の基本方針の内容をもって当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を短時間のうちに適切に判断することは必ずしも容易ではないものと思われま。従いまして、買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様が意思を適正に反映させるためには、まず、当社株主の皆様が適切に判断できる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該買付提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要且つ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を出す場合もあります。）を提供する必要があるものと考えております。

また、株式の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は1950年の創業以来、「新しい植物性油脂と大豆たん白」を基軸として「人マネはしない」を基本姿勢に、独自の生産技術で、常に時代が求める独自性をもった製品を開発し続けており、“「食」の創造を通して、健康で豊かな生活に貢献します。”を企業理念に、新商品開発を核とした「ニッチな分野で、スペシャルな製品を、グローバルに展開する、オンリーワン企業」を目指して、様々な機能を持つ植物性油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白製品を国内・海外のお客様に広くお届けしております。同時に食品メーカーの存在基盤である「安全・品質・環境」を経営の前提と位置づけ、すべての業務に最優先し、安全な工場運営、厳格な品質管理、トレーサビリティシステムの拡充、環境保全への対応など積極的に取り組んでおりま

す。

当社は、このような企業活動を推進する当社および当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の①独自の技術開発力、②食のソフト開発力による提案営業、③国内・海外のネットワーク、④食の安全を実現する体制および⑤企業の社会的責任を全うするための積極的な社会活動や財団を通じた研究助成活動等が当社グループの企業価値の源泉をなしていると考えております。従って、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、これらの企業価値の源泉の強化とともに、研究開発、生産および販売を支える従業員をはじめとする当社を取り巻く全てのステークホルダーとの間に築かれた長年に亘る信頼関係の維持が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量取得行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、当社株式に対する大量取得行為が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行ったりすること等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量取得行為に対しては、会社法上の株主総会における株主の皆様ご意思等に基づき、当社は必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針実現のための取組み

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、平成17年4月にスタートした中期経営計画「創造と改革2007（INNOVATE 07）」の方針「創造と改革による企業価値向上の実現」に向けて開発型グローバル企業の構築、勝ち進むビジネスモデルの構築に取り組み、継続的な成長と収益拡大を目指しております。

しかしながら、食品業界においては少子高齢化による食品需要の停滞、流通業界の巨大化による企業間競争の激化、菜種、パーム油などの植物性油脂が石油代替エネルギーに使用され食品原料が高騰するなど、当社を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあります。

このような環境下、当社グループでは高シェア製品であるチョコレート用油脂、業務用チョコレートの増設を国内外で行い、収益の拡大を図っております。国内ではBtoC事業を強化するため新会社を設立し、既存製品の拡販とともにβ-コングリシニンなどの新製品を上市し国内販売の再構築を図って参ります。

これら将来の布石を着実に打つことにより、今後の収益基盤の確立に努めるとともに、選択と集中による経営資源の配分を進め、資本効率を高めることにより、一層の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の最大化に取り組んで参ります。

- (2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業に関する基本方針が支配されることを防止するための取組み

平成19年5月10日開催の当社取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、第79回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランを導入する予定であります。

本プランは、当社が発行者である株券等について、①保有者の株券等保有割合が20%以上となる大量取得行為、または②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け③保有者が当社の他の株主との間で当該他の株主が共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該保有者の株券等保有割合が20%以上となるような行為（以下「大量取得行為」と総称します。）を対象といたします。これらの大量取得行為が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものであります。

当社の株券等について大量取得行為が行われる場合、当該大量取得行為に係る買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）について、株主に対する情報開示等を行います。

(i) 大量取得行為を行おうとする者（以下「大量取得者」といいます。）が、本プランに定める手続を遵守しない場合、(ii) 大量取得行為が、上記基本方針に反し、本プランの定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう事項に該当する場合、(iii) 大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資する場合のいずれかに該当すると当社取締役会が判断した場合を除き、対抗措置を発動するか否かについては、原則として会社法上の株主総会において株主の皆様判断していただきます。但し、前記(i)または(ii)に該当する場合には、取締役会の判断により対抗措置を発動する場合があります。対抗措置は、新株予約権の無償割当て等会社法その他の法令および当社の定款により認められる措置といたします。対抗措置として、新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、原則として、1円を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。

本プランの有効期間は、第79回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

本プラン導入後であっても、対抗措置が発動されていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、仮に新株予約権の無償割当てが実施された場合には、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります。

なお、本プランの詳細については、当社のインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujioil.co.jp/>）に掲載する平成19年5月10日付プレスリリースをご覧ください。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また本プランは、前述の記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものであります。

連結貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	68,893	流動負債	56,784
現金及び預金	4,953	支払手形及び買掛金	17,900
受取手形及び売掛金	33,307	短期借入金	22,848
たな卸資産	26,498	コマーシャル・ペーパー	3,000
繰延税金資産	994	一年内償還予定社債	20
その他	3,267	一年内返済予定長期借入金	2,395
貸倒引当金	△128	未払法人税等	1,938
		賞与引当金	1,389
固定資産	112,694	役員賞与引当金	30
有形固定資産	95,995	その他	7,261
建物及び構築物	35,723	固定負債	32,121
機械装置及び運搬具	41,500	社債	10,140
土地	15,229	長期借入金	16,178
建設仮勘定	1,750	繰延税金負債	3,807
その他	1,791	退職給付引当金	1,592
無形固定資産	1,219	役員退職慰労引当金	332
投資その他の資産	15,479	その他	70
投資有価証券	12,098	負債合計	88,905
長期貸付金	653	純資産の部	
繰延税金資産	372	株主資本	85,662
その他	2,796	資本金	13,208
貸倒引当金	△441	資本剰余金	18,324
資産合計	181,587	利益剰余金	55,860
		自己株式	△1,730
		評価・換算差額金等	2,911
		その他有価証券評価差額金	3,498
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	△586
		少数株主持分	4,108
		純資産合計	92,682
		負債純資産合計	181,587

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	184,910
売上原価	148,078
売上総利益	36,832
販売費及び一般管理費	29,737
営業利益	7,095
営業外収益	818
受取利息及び配当金	219
その他	599
営業外費用	1,414
支払利息	1,140
その他	274
経常利益	6,498
特別利益	1,562
投資有価証券売却益	1,562
特別損失	2,104
固定資産売却損	427
減損損失	1,196
その他	480
税金等調整前当期純利益	5,956
法人税、住民税及び事業税	2,604
法人税等調整額	2
少数株主利益	90
当期純利益	3,259

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成18年3月31日 残高	13,208	18,324	53,942	△45	85,429
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,308		△1,308
利益処分による役員賞与金			△33		△33
当期純利益			3,259		3,259
自己株式の取得				△1,685	△1,685
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,918	△1,685	233
平成19年3月31日 残高	13,208	18,324	55,860	△1,730	85,662

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少 数 株 主 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 替 換 調 整	算 定 換 算 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計		
平成18年3月31日 残高	4,544	－	△2,181		2,363	4,022	91,815
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,308
利益処分による役員賞与金							△33
当期純利益							3,259
自己株式の取得							△1,685
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,045	△1	1,594		547	86	633
連結会計年度中の変動額合計	△1,045	△1	1,594		547	86	867
平成19年3月31日 残高	3,498	△1	△586		2,911	4,108	92,682

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 25社
- ・主要な連結子会社の名称 トーラク株式会社
フジフレッシュフーズ株式会社
フジプロテインテクノロジー株式会社
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD.
WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 石川サニーフーズ株式会社
不二神戸フーズ株式会社
今川株式会社
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社
ソヤファーム株式会社
 - ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
- ・当該会社等の名称 該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 K&FS PTE. LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 株式会社大新
上海旭洋緑色食品有限公司
- ・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD. ・PALMAJU EDIBLE OIL SDN. BHD. ・WOODLANDS SUNNY FOODS PTE. LTD. ・FUJI SPECIALTIES, INC. 及びFUJI VEGETABLE OIL, INC. 他 9 社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、当該年度の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価は、満期保有目的債券については償却原価法によっております。

また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

ロ. たな卸資産の評価は、主として移動平均法による原価法によっております。

ハ. デリバティブの評価は、時価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産の減価償却の方法は、主として定率法によっております。

但し、建物、当社の賃貸用資産及び一部の連結子会社では定額法によっております。

ロ. 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金は、主として従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ニ. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

ホ. 役員退職慰労引当金は、当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

へ、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準について、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

④ 重要なリース取引の処理方法

重要なリース取引の処理方法について、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、一部の在外連結子会社は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

重要なヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価の方法は、全面時価評価法によっております。

(7) 会計方針の変更

① 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、88,575百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）により作成しております。

② 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ30百万円減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	369百万円
機械装置及び運搬具	182百万円
土地	120百万円
計	672百万円

上記の物件は、短期借入金137百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 120,391百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、保険差益、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額859百万円（建物及び構築物45百万円、機械装置及び運搬具807百万円、土地4百万円、その他1百万円）が控除されております。

(4) 偶発債務

関連会社の金融機関からの借入に対する債務保証

上海旭洋緑色食品有限公司	231百万円
千葉ベグオイルタンクターミナル株式会社	306百万円
今川株式会社	30百万円

取引保証

今川株式会社	24百万円
--------	-------

(5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

(6) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	452百万円
支払手形	169百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失の計上に関する事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市	1,196

当社グループは、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、上記資産につきましては、ここ数年継続的に営業損失を計上しているため、上記資産の帳簿価格を使用価値により測定した回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失1,196百万円として、特別損失に計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87,569千株	－千株	－千株	87,569千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	40千株	1,555千株	－千株	1,595千株

(注) 1 自己株式の株式数の増加のうち1,553千株は、取締役会決議による自己株式取得のための市場買付による増加であります。

2 自己株式の株式数の増加のうち1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 平成18年6月23日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 656百万円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 平成18年3月31日
- ・効力発生日 平成18年6月26日

ロ. 平成18年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 651百万円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 平成18年9月30日
- ・効力発生日 平成18年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成19年6月22日開催予定の第79回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 644百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月25日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,030円24銭

(2) 1株当たり当期純利益

37円57銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	42,747	流 動 負 債	32,337
現金及び預金	1,486	支 払 手 形	257
受 取 手 形	1,665	買 掛 金	12,432
売 掛 金	21,731	短 期 借 入 金	8,510
製 品 及 び 商 品	9,617	コマーシャル・ペーパー	3,000
原 料	5,249	一年内返済予定長期借入金	1,000
貯 蔵 品	263	未 払 金	2,712
前 払 費 用	292	未 払 法 人 税 等	1,677
繰 延 税 金 資 産	756	未 払 費 用	724
そ の 他	1,686	賞 与 引 当 金	1,127
貸 倒 引 当 金	△3	員 賞 与 引 当 金	30
固 定 資 産	99,581	そ の 他	865
有 形 固 定 資 産	58,481	固 定 負 債	24,642
建 物	19,226	社 債	10,000
構 築 物	4,083	長 期 借 入 金	12,500
機 械 及 び 装 置	19,642	退 職 給 付 引 当 金	956
車 両 及 び 運 搬 具	29	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	332
工 具、器 具 及 び 備 品	1,249	繰 延 税 金 負 債	831
土 地	14,001	そ の 他	21
建 設 仮 勘 定	247	負 債 合 計	56,979
無 形 固 定 資 産	729	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	40,370	株 主 資 本	81,911
投 資 有 価 証 券	10,325	資 本 金	13,208
関 係 会 社 株 式	17,956	資 本 剰 余 金	18,324
関 係 会 社 出 資 金	7,709	資 本 準 備 金	18,324
長 期 貸 付 金	4,483	利 益 剰 余 金	52,109
長 期 前 払 費 用	209	利 益 準 備 金	2,017
そ の 他	1,291	そ の 他 利 益 剰 余 金	50,091
貸 倒 引 当 金	△1,604	買 換 資 産 積 立 金	258
資 産 合 計	142,328	配 当 準 備 積 立 金	2,250
		別 途 積 立 金	32,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	15,582
		自 己 株 式	△1,730
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,437
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,438
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
		純 資 産 合 計	85,348
		負 債 純 資 産 合 計	142,328

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	110,521
売 上 原 価	87,506
売 上 総 利 益	23,014
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,380
営 業 利 益	5,634
営 業 外 収 益	1,632
営 業 外 費 用	853
経 常 利 益	6,412
特 別 利 益	1,682
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,562
そ の 他	120
特 別 損 失	1,482
固 定 資 産 売 廃 却 損	248
減 損 損 失	1,196
そ の 他	37
税 引 前 当 期 純 利 益	6,613
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,313
法 人 税 等 調 整 額	2,986
当 期 純 利 益	1,313

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己株式	株 主 資 本 合 計
	資本剰余金		利 益 剰 余 金						利益剰余金 合 計			
	資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金								
				買換資産 積立金	配当準備 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	15,611	52,137	△45	83,624	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当								△1,308	△1,308		△1,308	
利益処分による役員賞与金								△33	△33		△33	
当期純利益								1,313	1,313		1,313	
自己株式の取得										△1,685	△1,685	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	△28	△28	△1,685	△1,713	
平成19年3月31日 残高	13,208	18,324	18,324	2,017	258	2,250	32,000	15,582	52,109	△1,730	81,911	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成18年3月31日 残高	4,459	-	4,459	88,084
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,308
利益処分による役員賞与金				△33
当期純利益				1,313
自己株式の取得				△1,685
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△1,021	△1	△1,022	△1,022
事業年度中の変動額合計	△1,021	△1	△1,022	△2,735
平成19年3月31日 残高	3,438	△1	3,437	85,348

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的債券については償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。

また、その他有価証券のうち、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を、その他有価証券のうち、時価のないものについては移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価は、移動平均法による原価法によっております。

③ デリバティブの評価は時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法によっております。
但し、建物及び賃貸用資産については定額法によっております。

② 無形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準について、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金は、役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理することとしております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法について、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合、振当処理を採用しております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合、特例処理を採用しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

① 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、85,349百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

② 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ30百万円減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

80,934百万円

(3) 有形固定資産の取得価額から国庫補助金、保険差益、大阪府新規事業促進補助金による圧縮記帳額859百万円（建物37百万円、構築物7百万円、機械及び装置807百万円、車両及び運搬具0百万円、工具、器具及び備品1百万円、土地4百万円）が控除されております。

(4) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対する債務保証

FUJI VEGETABLE OIL, INC.	5,380百万円
FUJI OIL EUROPE	1,815百万円
FUJI OIL(SINGAPORE)PTE. LTD.	833百万円
NEW LEYTE EDIBLE OIL MFG. CORP.	632百万円
PT. FREYABADI INDOTAMA	18百万円
不二製油（張家港）有限公司	898百万円
吉林不二蛋白有限公司	993百万円
上海旭洋綠色食品有限公司	231百万円
天津不二蛋白有限公司	2,255百万円
千葉バグオイルタンクターミナル株式会社	306百万円
今川株式会社	30百万円

リース会社に対する保証

FUJI VEGETABLE OIL, INC.	4百万円
--------------------------	------

取引保証

株式会社フクショク	39百万円
ケイ・ビー食品株式会社	18百万円
不二バター株式会社	5百万円
今川株式会社	24百万円

(5) 受取手形割引高

該当事項はありません。

(6) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれておりません。

受取手形	297百万円
支払手形	31百万円

(7) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	7,569百万円
② 長期金銭債権	4,463百万円
③ 短期金銭債務	3,721百万円
④ 長期金銭債務	21百万円

(8) 親会社株式の各表示区分別の金額

該当事項はありません。

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	23,923百万円
② 仕入高	34,726百万円
③ 営業取引以外の取引高	1,326百万円

(2) 減損損失の計上に関する事項

当事業年度において、当社は以下の減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
大豆たん白食品製造設備	建物、機械及び装置等	大阪府泉佐野市	1,196

当社は、事業の種類別セグメントを主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。

その結果、上記資産につきましては、ここ数年継続的に営業損失を計上しているため、上記資産の帳簿価額を使用価値により測定した回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失1,196百万円として、特別損失に計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	40千株	1,555千株	一千株	1,595千株

(注) 1 自己株式の株式数の増加のうち1,553千株は、取締役会決議による自己株式取得のための市場買付による増加であります。

2 自己株式の株式数の増加のうち1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

未払事業税	156百万円
賞与引当金	458百万円
その他	140百万円

繰延税金資産合計	<u>756百万円</u>
----------	---------------

(固定資産)

繰延税金資産

関係会社株式評価損	2,544百万円
関係会社貸倒引当金	576百万円
退職給付引当金	389百万円
上場株式評価損	290百万円
減損損失	502百万円
その他	302百万円

繰延税金資産小計	<u>4,604百万円</u>
----------	-----------------

評価性引当額	<u>△2,902百万円</u>
--------	------------------

繰延税金資産合計	<u>1,702百万円</u>
----------	-----------------

繰延税金負債との相殺	<u>△1,702百万円</u>
------------	------------------

繰延税金資産の純額	<u>－百万円</u>
-----------	-------------

(固定負債)

繰延税金負債

買換資産積立金	175百万円
その他有価証券評価差額金	2,358百万円

繰延税金負債合計	<u>2,534百万円</u>
----------	-----------------

繰延税金資産との相殺	<u>△1,702百万円</u>
------------	------------------

繰延税金負債の純額	<u>831百万円</u>
-----------	---------------

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	1.1%
住民税均等割等	0.4%
試験研究費等の税額控除	△4.6%
評価性引当額	43.9%
その他	△1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>80.1%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	1,115百万円	856百万円	258百万円
工 具 、 器 具 及 び 備 品	265	204	61
そ の 他	148	113	34
合 計	1,529	1,173	355

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	136百万円
1年超	218百万円
合計	<u>355百万円</u>

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産及び無形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 上記のほか、当該リース物件に係る重要な事項
該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員等の 兼任	事業上の 関係				
その他の 関係会社	伊藤忠商事 株式会社	202,241	総合商社	20.5	兼任3人 転籍1人	原材料等 並に当社 製品の販 売他	製品の販売 原材料等の 購入	7,184 14,793	受取手形及 び売掛金 支払手形及 び買掛金	1,440 1,485

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員等の 兼任	事業上の 関係				
子会社	トーラク 株式会社	500	乳加工食 品・豆乳 製造・ 販売	100	兼任3人	資金の援 助(注1)	資金の貸付 利息の受取	2,050 15	長期貸付金 未収利息	2,050 3
子会社	フジプロテイン テクノロジー 株式会社	300	大豆たん 白製品 の卸売	75	兼任3人	当社製品 の販売(注 2)	製品の販売	8,649	売掛金	2,848

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格どおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 992円73銭
(2) 1株当たり当期純利益 15円14銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 松本 稔[Ⓔ]
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 雅春[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二製油株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二製油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年5月2日

不二製油株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 松本 稔^印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 雅春^印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二製油株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月9日

不二製油株式会社 監査役会

監査役（常勤） 山 口 正 之 ⑩

監査役（常勤） 南 廣 次 ⑩

社外監査役 青 木 芳 久 ⑩

社外監査役 栢 沼 康 夫 ⑩

以 上